

Ⅲ 政治的教養の教育に関する指導上の留意事項

【ポイント】

- 高校に在学する生徒の中に、満１８歳以上の選挙権を有する者と、満１８歳未満の選挙権を有さない者とが混在する
- 満１８歳以上の生徒は選挙権を得ることと同時に、選挙運動期間中に選挙運動を行うことが法的にできる
- １７歳以下の生徒は、選挙運動を行うことができない
- 高校に在学する全ての生徒に、これまで以上に組織的に公民としての資質を育む指導を行うことが、学校として求められる
- 政治的教養の教育は、学習指導要領に基づいて、校長を中心に学校として指導のねらいを明確にし、系統的、計画的な指導計画を立てて実施する
- 学校が政治的中立性を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう、より一層具体的かつ実践的な指導を行う
- 現実の具体的な政治的事象を取り上げるとともに、模擬選挙や模擬議会など具体的・実践的な活動を学校現場に取り入れる
- 公民科はもとより、各教科、総合的な探究の時間などにおいて、話し合いや討論等を通じて生徒が自らの考えをまとめていくような学習を進める

１ 政治的教養の教育に関する背景

- ・ 平成２７年６月１７日、公職選挙法等の一部を改正する法律が成立（６月１９日、公布）。
- ・ 改正法の成立に伴い、公職の選挙の選挙権を有する者の年齢が満１８歳以上に引き下げられた。
- ・ 高校に在学する生徒が、在学中に満１８歳を迎え選挙権を得ることで、生徒の中に満１８歳以上の選挙権を有する者と満１８歳未満の選挙権を有さない者とが混在することとなっていることを十分認識し、高校に在学する全ての生徒に、これまで以上に組織的に公民としての資質を育む指導を行うことが、学校として求められる。
- ・ 高校生が身に付けることが期待される公民としての知識や能力とはどのようなものかについて、本法律案が審議された国会においても議論がなされ、特に、以下の２点に留意することが期待されている。
 - ① 現実の具体的政治事象を取り扱うことによる政治的教養の育成（留意点１）
 - ② 違法な選挙運動を行うことがないような選挙制度の理解（留意点２）
- ① 現実の具体的政治事象を取り扱うことによる政治的教養の育成（留意点１）
 - ・ 全ての教科等で生徒が有権者としての判断を適切に行うことができるように、公民科はもとより、各教科、総合的な探究の時間などにおいて、話し合いや討論等を通じて生徒が自らの考えをまとめていくような学習を進めることが求められる。
 - ・ 現実の具体的な政治的事象を取り上げるとともに、模擬選挙や模擬議会など具体的・実践的な活動を学校現場に取り入れることが求められる。

- ・ 副教材に示されている、①正解が一つに定まらない問いに取り組む学び、②学習したことを活用して解決策を考える学び、③他者との対話や議論により、考えを深めていく学びに取り組むことによって、主権者として必要とされている、以下の資質・能力を生徒に身に付けさせることが期待される。

【主権者教育として育成することが期待される資質・能力】

「知識及び技能」

- ・ 現実社会の諸課題（政治、経済、法など）に関する現状や制度及び概念についての理解
- ・ 調査や諸資料から情報を効果的に調べまとめる技能

「思考力、判断力、表現力等」

- ・ 現実社会の諸課題について、事実を基に多面的・多角的に考察し、公正に判断する力
- ・ 現実社会の諸課題の解決に向けて、協働的に追究し根拠をもって主張するなどして合意を形成する力

「学びに向かう力・人間性等」

- ・ 自立した主体として、よりよい社会の実現を視野に国家・社会の形成に主体的に参画しようとする力

【実践的な学習活動を行う上で取り入れたい学習方法】

①「正解が一つに定まらない問いに取り組む学び」

実践的な学習活動では、いずれも複合的な要素が絡んでいるため正解が一つに定まらない課題を題材として扱う。正解が一つに定まらない課題に対して、自ら根拠に基づいた主張を述べることと、自分とは異なる立場の者の主張の根拠を読み取ることが求められる。この学習方法は、21世紀の日本社会が抱える公共的課題の解決に取り組む市民の育成につながる。

②「学習したことを活用して解決策を考える学び」

実践的な学習活動では、高校公民科及び中学校までに習得した知識・技能を活用して取り組むこととなる。学習によっては、その他の教科・科目等の知識・技能を活用する必要性も考えられるだろう。この学習方法は、公共的課題の争点を知り、解決策を考え、解決に向け行動する市民の育成につながる。

③「他者との対話や議論により、考えを深めていく学び」

実践的な学習活動では、他の生徒と学び合い、考える活動や地域の人との意見交換など、他者と協働して課題を解決していくこととなる。その際には、他者との対話や議論により、考えを深めていくことが必要である。この学習方法は、多様な価値観を持つ他者と協働しながら課題解決に取り組む市民の育成につながる。

② 違法な選挙運動を行うことがないような選挙制度の理解（留意点2）

- ・ 満18歳以上の生徒は選挙権を得ることと同時に、選挙運動期間中に選挙運動を行うことが法的にできることになる。これらの活動は、高校に在学する生徒においても基本的には尊重されるべき活動であり、適法に行われることが必要である。
- ・ 同じクラスでも満18歳となった生徒は選挙運動を行うことができるにもかかわらず、17歳である同じクラスの生徒は一緒に選挙運動を行うことができない状況がある。
- ・ 18歳の生徒が17歳の生徒に「一緒にやろう」といった勧誘を行うことは17歳の生徒に違法行為を促すこととなり、そのような状況になることは避けなければならない。また、部活動などにおいて3年生が1年生に働きかける場面も想定されるので、3年生のみに周知するだけでなく、1年生も含め学校全体として指導する必要がある。

2 政治的教養の教育に関する指導上の留意事項

① 学校における教育活動の場面

- ・ 政治的教養の教育は、学習指導要領に基づいて、校長を中心に学校として指導のねらいを明確にし、系統的、計画的な指導計画を立てて実施すること。
- ・ 教科においては公民科での指導が中心となるが、総合的な探究の時間や特別活動におけるホームルーム活動、生徒会活動、学校行事なども活用して適切な指導を行うこと。
- ・ 指導に当たっては、教員は個人的な主義主張を述べることは避け、公正かつ中立な立場で生徒を指導すること。

② 生徒に身に付けさせる資質・能力

- ・ 政治的教養の教育においては、議会制民主主義など民主主義の意義とともに、選挙や投票が政策に及ぼす影響などの政策形成の仕組みや選挙の具体的な投票方法など、政治や選挙についての理解を重視すること。
- ・ 学校教育全体を通じて育むことが求められる、論理的思考力、現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力、現実社会の諸課題を見いだし、協働的に追究し解決する力、公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度を身に付けさせること。

③ 政治的中立性の確保

- ・ 指導に当たっては、学校が政治的中立性を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう、より一層具体的かつ実践的な指導を行うこと。
- ・ 現実の具体的な政治的事象については、種々の見解があり、一つの見解が絶対的に正しく、他のものは誤りであると断定することは困難である。加えて、一般に政治は意見や信念、利害の対立状況から発生するものである。そのため、生徒が自分の意見を持ちながら、異なる意見や対立する意見を理解し、議論を交わすことを通して、自分の意見を批判的に検討し、吟味していくことが重要である。したがって、学校における政治的事象の指導においては、一つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が重要であることを理解させること。

- ・ 多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄、現実の利害等の対立のある事柄等を取り上げる場合には、生徒の考えや議論が深まるよう様々な見解を提示することなどが重要であること。その際、特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いにより、生徒が主体的に考え、判断することを妨げるものがないよう留意すること。
- ・ 補助教材の適切な取扱いに関し、同様の観点から発出された平成27年3月4日付け26文科初第1257号「学校における補助教材の適正な取扱いについて」にも留意すること。

④ 選挙管理委員会との連携

- ・ 生徒が有権者としての権利を円滑に行使することができるよう、選挙管理委員会との連携などにより、具体的な投票方法など実際の選挙の際に必要な知識を得たり、模擬選挙や模擬議会など現実の政治を素材とした実践的な教育活動を通して理解を深めたりすることができるよう指導すること。
- ・ 多様な見解があることを生徒に理解させることなどにより、指導が全体として特定の政治上の主義若しくは施策又は特定の政党や政治的団体等を支持し、又は反対することとならないよう留意すること。

⑤ 教員の立場

- ・ 教員は、公職選挙法第137条及び日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年法律第51号)第103条第2項においてその地位を利用した選挙運動及び国民投票運動が禁止されており、また、その言動が生徒の人格形成に与える影響が極めて大きいことに留意し、学校の内外を問わずその地位を利用して特定の政治的立場に立って生徒に接することのないよう、また不用意に地位を利用した結果とならないようにすること。

Ⅳ 高校の生徒による政治的活動

【ポイント】

- 18歳以上の高校等の生徒は、選挙運動を行うことなどが認められる
- 高校等における生徒による政治的活動等は、無制限に認められるものではなく、必要かつ合理的な範囲内で制約を受けるものと解される
- 生徒が本来の目的を逸脱し、教育活動の場を利用して選挙運動や政治的活動を行うことについて、政治的中立性が確保されるよう、高校等は禁止する
- 放課後や休日等に学校の構外で行われる選挙運動や政治的活動は、家庭の理解の下、生徒が判断して行うが、生徒の政治的教養が適切に育まれるよう、学校・家庭・地域の連携が必要

1 生徒の政治的活動等の留意事項

- ・ 18歳以上の高校等の生徒は、有権者として選挙権を有し、また、選挙運動を行うことなどが認められる。
- ・ 以下の3点を踏まえ、高校等における生徒による政治的活動等は、無制限に認められるものではなく、必要かつ合理的な範囲内で制約を受けるものと解される。
 - ① 学校は、教育基本法第14条第2項に基づき、政治的中立性を確保することが求められていること
 - ② 高校等は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第50条及び第51条並びに学習指導要領に定める目的・目標等を達成するべく生徒を教育する公的な施設であること
 - ③ 高校等の校長は、各学校の設置目的を達成するために必要な事項について、必要かつ合理的な範囲内で、在学する生徒を規律する包括的な権能を有するとされていること
- ・ 地方自治法（昭和22年法律第67号）等の法律に基づき、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定が準用される住民投票において、投票運動を高校等の生徒が行う場合は、選挙運動に準じて指導等を行うこととし、日本国憲法の改正手続に関する法律第100条の2に規定する国民投票運動を高校等において生徒が行う場合は、政治的活動に準じて指導等を行うこととする。

【用語の定義】

・「選挙運動」

特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得、又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為をすることをいい、有権者である、ここでは生徒が行うものをいう。

・「政治的活動」

特定の政治上の主義若しくは施策又は特定の政党や政治的団体等を支持し、又はこれに反対することを目的として行われる行為であって、その効果が特定の政治上の主義等の実現又は特定の政党等の活動に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉になるような行為をすることをいい、選挙運動を除く。

・「投票運動」

特定の住民投票について、特定の投票結果となることを目的として、投票を得、又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為をすることをいう。

2 生徒の政治的活動等の具体の場面

① 学校の教育活動における扱い

教科・科目等の授業のみならず、生徒会活動、部活動等の授業以外の教育活動も学校の教育活動の一環であり、生徒がその本来の目的を逸脱し、教育活動の場を利用して選挙運動や政治的活動を行うことについて、教育基本法第14条第2項に基づき政治的中立性が確保されるよう、高校等は、これを禁止することが必要である。

② 放課後や休日等の学校の構内での扱い

放課後や休日等であっても、学校の構内での選挙運動や政治的活動については、学校施設の物的管理の上での支障、他の生徒の日常の学習活動等への支障、その他学校の政治的中立性の確保等の観点から教育を円滑に実施する上での支障が生じないよう、高校等は、これを制限又は禁止することが必要である。

③ 放課後や休日等の学校の構外での扱い

放課後や休日等に学校の構外で行われる生徒の選挙運動や政治的活動については、以下の点に留意すること。

(1) 放課後や休日等に学校の構外で生徒が行う選挙運動や政治的活動については、違法なもの、暴力的なもの、違法若しくは暴力的な政治的活動等になるおそれが高いものと認められる場合には、高校等は、これを制限又は禁止することが必要であること。また、生徒が政治的活動等に熱中する余り、学業や生活などに支障があると認められる場合、他の生徒の学業や生活などに支障があると認められる場合、又は生徒間における政治的対立が生じるなどして学校教育の円滑な実施に支障があると認められる場合には、高校等は、生徒の政治的活動等について、これによる当該生徒や他の生徒の学業等への支障の状況に応じ、必要かつ合理的な範囲内で制限又は禁止することを含め、適切に指導を行うことが求められること。

(2) 改正法により選挙権年齢の引下げが行われ、満18歳以上の生徒が選挙運動をできるようになったことに伴い、高校等は、これを尊重することとなること。

その際、生徒が公職選挙法等の法令に違反することがないように、高校等は、生徒に対し、選挙運動は18歳の誕生日の前日以降可能となることなど公職選挙法上特に気を付けるべき事項などについて周知すること。

(3) 放課後や休日等に学校の構外で行われる選挙運動や政治的活動は、家庭の理解の下、生徒が判断し、行うものであること。

その際、生徒の政治的教養が適切に育まれるよう、学校・家庭・地域が十分連携することが望ましいこと。

3 インターネットを利用した政治的活動等

- ・ インターネットを利用した選挙運動や政治的活動については、様々な意見・考え方についての情報発信や情報共有などの観点から利便性、有用性が認められる一方で、送られてきた選挙運動用の電子メールを他人に転送するなどの公職選挙法上認められていない選挙運動を生徒が行ってしまうといった問題が生じ得ることから、政治的教養の教育や高校等の生徒による政治的活動等に係る指導を行うに当たっては、こうしたインターネットの特性についても十分留意すること。

4 家庭や地域の関係団体等との連携・協力

- ・ 現実の政治を素材とした実践的な教育活動をより一層充実させるとともに、高校等の生徒による政治的活動等に関して指導するに当たっては、学校としての方針を保護者やPTA等に十分説明し、共有すること等を通じ、家庭や地域の関係団体等との連携・協力を図ること。

【宮城県選挙管理委員会作成】「令和7年度 新しい有権者のための選挙講座」より抜粋

宮城県選挙管理委員会
Election Administration Commission

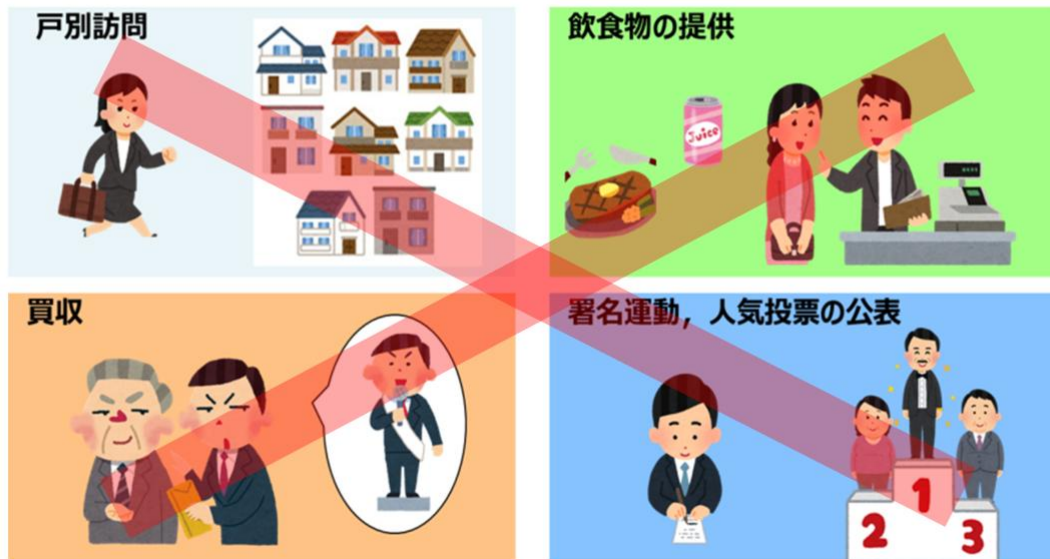


選挙運動とは

特定の選挙で特定の候補者の当選を目的として、投票をしてもらうための活動のことです。

ただし、**選挙が公正に行われるよう**
一定のルール が定められている

禁止されている選挙運動



ただし、18歳に
なってから

誰でもできる選挙運動



『私たちが拓く日本の未来』
(抜粋)

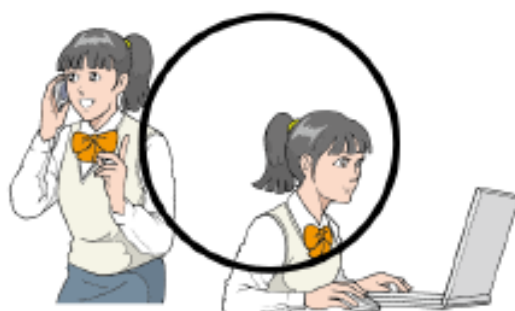


(参考) 私たちが拓く日本の未来



**満18歳未満は一切の選挙運動が
できません。**

もちろん、インターネットによる選挙運動もできません。



満18歳(有権者)になれば選挙運動が可能です。

友人・知人に直接投票や
応援を依頼する

電話により投票や応援を
依頼する

自分で選挙運動メッセージを
掲示板・ブログなどに書き込む

選挙運動メッセージを
SNSなどで広める
(リツイート、シェアなど)

選挙運動の様子を動画サイト
などに投稿する



ただし、電子メールを利用した選挙運動は満18歳以上の
有権者も含め候補者や政党等以外の全ての人できません。

V 高校における実践的な教育活動

【ポイント】

- 実際の選挙に合わせて実施する模擬選挙は、現実の具体的な政治的事象について、各党や候補者の主張を公約等の様々な情報から判断することによって、具体的・実践的な政治的教養を育むことができるなど有益な点が多い
- 実際の選挙に伴い実施する模擬選挙では、公職選挙法等に十分配慮しながら取り組む
- 事前に管理職から実施の承認を受けるとともに、学校として組織的に行う
- 選挙管理委員会等の協力を得る
- 当該選挙の当選人確定後（選挙管理委員会に要確認）であれば、模擬選挙の結果を公表しても差し支えないと解されており、授業において模擬選挙の結果を扱う場合には、この点に留意する
- 選挙運動は、公示・告示日に立候補の届出がされた時から投票日の前日までの間（選挙運動期間という）においてのみ行うことができる
- 選挙運動については、満18歳以上の者が公職選挙法上適切に行えば問題はないが、満18歳未満の者が同様の行為を行うことは、公職選挙法上、禁止されている
- 選挙運動期間中は、公約集を学習活動で活用する際には、生徒が自ら街頭演説等の場で入手したり、ホームページ上からダウンロードして入手したりする必要がある
- 生徒にどの候補者や政党へ投票したいかを尋ねたり、自分の支持する候補者や自分の支持政党を明確にしなければ議論できないような課題設定を行ったりすることについては控える
- 教員としての地位に伴う影響力を利用した選挙運動を行うことはできない

副教材では、実践的な教育活動として、

- ・ 模擬選挙（1）（架空の候補者を設定し実施するもの）
- ・ 模擬選挙（2）（実際の選挙に伴い実施するもの）
- ・ 模擬請願（地域の課題解決について調べ、請願書としてまとめるもの）
- ・ 模擬議会（議会における討論を経験するもの）

を紹介している。

その中で、特に注意する必要がある「模擬選挙（2）（実際の選挙に伴い実施するもの）」について、以下の内容を確認願う。

1 模擬選挙（実際の選挙に伴い実施するもの）のねらい

- ・ 実際の選挙を題材とした模擬選挙を行うことを通じて、選挙や政治をより身近なものに感じさせるとともに、将来の主體的な投票行動へとつなげていくことを目指す。
- ・ 実際の選挙において発信されるまさに現実の情報に生徒が触れ、自分の考えを深め、判断していくという活動が適切に行われるよう学校として取り組む必要がある。
- ・ 実際の選挙を取り扱うことから公職選挙法等に十分配慮しながら取り組むことが必要であり、円滑な実施のためには選挙管理委員会等の協力を得ることが望まれる。

2 模擬選挙（実際の選挙に伴い実施するもの）の実施に当たっての配慮事項

- ・ 事前に管理職から実施の承認を受けるとともに、学校として組織的に行うことが必要である。
- ・ 他の教員や生徒に協力を要請する一方、最寄りの選挙管理委員会や模擬選挙をサポートしてくれる団体と連携することで、投票箱、記載台、選挙公報、選挙啓発用ポスターなどを準備することが可能となる。
- ・ 保護者に対しては必要に応じて事前に実施についてのプリントを配布する。
- ・ 副教材では衆議院議員総選挙のうち、比例代表選挙を取り上げているが、参議院議員通常選挙や地方選挙でも実施できる。
- ・ 衆議院議員総選挙では、生徒が居住する地域の選挙区が学校所在地の属する選挙区と異なっている場合もあることに配慮した上で小選挙区選挙も併せて実施できるものと考えられる。
- ・ 地方公共団体の選挙などは、身近な課題が争点となることも多く、より自治意識が高まることも考えられる。
- ・ 政党だけではなく、候補者を取り上げて模擬選挙を行う場合には、候補者の個人的な要因により安易に判断するのではなく、本活動の目的に沿った政策を中心とした判断が行われるよう配慮することが求められる。

3 公職選挙法上の留意点等

- ・ 実際の選挙に合わせて実施する模擬選挙については、現実の具体的な政治的事象について、各党や候補者の主張を公約等の様々な情報から判断することによって、具体的・実践的な政治的教養を育むことができるなど有益な点が多い。
- ・ 選挙運動期間に合わせて模擬選挙を実施するということは、公職選挙法上、選挙運動を行うことができる期間に実施することとなるため、選挙運動について、公職選挙法上、様々な制限がある中、それらに抵触することがないように留意して実施する必要がある。
- ・ 公職選挙法上の留意点については、以下に示すが、特に選挙運動期間中に模擬選挙を実施する場合には、法律について深い見識を持つ選挙管理委員会等との連携を図ることが望まれる。

1 事前運動の禁止（公職選挙法第129条関係）

選挙運動は、公示・告示日に立候補の届出がされた時から投票日の前日までの間（選挙運動期間という。）においてのみ行うことができ、それ以外の期間に選挙運動と認められるおそれのある行為をすると、事前運動として公職選挙法第129条に違反するおそれがあるので、十分留意する必要がある。

2 人気投票の公表の禁止（公職選挙法第138条の3関係）

公職選挙法第138条の3は、「何人も、選挙に関し、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過又は結果を公表してはならない。」と規定している。

実際の選挙に合わせて実施する模擬選挙において、政党等に対して模擬投票を行うことは公職選挙法上の「人気投票」に当たることから、模擬選挙の結果を公表することはできない。

この規定は人気投票そのものを禁止したものではなく、当該選挙の当選人確定後（当選人確定は選挙管理委員会に要確認）であれば公表しても差し支えないと解されており、授業において模擬選挙の結果を扱う場合には、この点に留意する必要がある。

③ 文書図画の頒布・掲示の制限（公職選挙法第142条、公職選挙法第142条の2、公職選挙法第143条、公職選挙法第146条関係）

選挙運動期間中に、ビラやパンフレット、ポスターなどの選挙運動のために使用する文書図画を頒布・掲示することは公職選挙法上、制限されており、公職選挙法が認めた文書図画しか頒布・掲示することはできず、また、その枚数、頒布や掲示できる場所など様々な制限規定がある。そのため、下記のような点に配慮する必要がある。

- ・ 各党の政策をまとめた冊子状の公約集は、選挙運動期間中は、一定の場所でしか頒布することができず、高校の教育活動において学校が配布することは公職選挙法第142条の2に違反するおそれがある。そのため、公約集を学習活動で活用する際には、生徒が自ら街頭演説等の場で入手したり、ホームページ上からダウンロードして入手したりする必要がある。
- ・ また、新聞社等が作成する各党の政策が記載された選挙関連のサイト（いわゆる「まとめサイト」）は、一般的には選挙運動のために使用する文書図画には当たらないと考えられる。そのため、教員が生徒に対し、そのようなまとめサイトを印刷し、配布することは直ちに規制されるものではないことから、このような取扱いをすることも考えられる。
- ・ なお、報道機関ではなく、教員が各政党の主要な部分における主張をまとめるような場合、各政党の主張を平等にまとめない限り、選挙運動のために使用する文書図画と認められるおそれがある。また、平等にまとめ、選挙運動用文書図画と認められない場合であってもそれをプロジェクター等で投影し、生徒に見せる場合には、各政党の主張を平等に扱わない限り公職選挙法第146条に違反するおそれがある。
- ・ さらに、投影や印刷において特定の政党部分のみを目立たせるようにしたり、特定の政党を強調しているサイトを利用したりすることは選挙運動のために使用する文書図画に当たる場合も考えられることから、そのような行為は避ける必要がある。

上述の留意点は、選挙運動期間中におけるものであるが、選挙運動期間外に過去の国政選挙の資料や現にホームページ上に掲載されている資料を活用して模擬選挙を行うことは、公職選挙法上、直ちに規制されるものではない。また、選挙運動期間外に教員が各政党の主要な部分における主張をまとめ、プロジェクター等で投影し、生徒に見せたり、生徒に配布したりすることも、公職選挙法上、直ちに規制されるものではない。なお、この場合でも教員が教育目的で作成・配布する教材については、教育基本法第14条第2項を踏まえ、政治的中立が確保されるようにすべきことは他でも言及しているとおりである。

このように、模擬選挙を行う時期を敢えて選挙運動期間から外し、前後にずらすなど実施時期を工夫することで、実践に取り組みやすくなることもある。ただし、選挙運動期間外であっても、例えば衆議院が解散され、総選挙が公示されるまでの選挙が近い時期に行われるなど、態様によっては事前運動となり、公職選挙法に違反するおそれがあることに留意する必要がある。

④ 投票の秘密保持（憲法第15条第4項及び公職選挙法第52条関係）

生徒にどの候補者や政党へ投票したいかを尋ねたり、自分の支持する候補者や自分の支持政党を明確にしなければ議論できないような課題設定を行ったりすることについては、たとえ教育的なねらいがあったとしても、満18歳以上の生徒にそのような指導を行うことは憲法第15条第4項（投票の秘密）及び公職選挙法第52条（投票の秘密保持）の趣旨により控える必要がある。

また、公立学校の場合、公務員が有権者に対し、その投票しようとする若しくは投票した候補者の氏名や政党名等の表示を求めた場合は、公職選挙法第226条第2項（被選挙人の氏名等表示要求罪）が成立することとなる。

⑤ 満18歳未満の者の選挙運動の禁止（公職選挙法第137条の2関係）

満18歳以上の者は、公職選挙法上選挙運動となる行為を行うことは可能である。一方で、満18歳未満の者が選挙運動を行うことは、公職選挙法上、禁止されている。

このため、第3学年等において満18歳未満の者と満18歳以上の者が混在する学級や集団において、選挙運動期間中における選挙運動について、主体と客体の観点から整理するとおおむね次のとおりである。

① 満18歳未満→満18歳以上の場合

特に、第3学年等において満18歳未満の者と満18歳以上の者が混在する学級や集団において、選挙運動期間中に模擬選挙等に関わる指導を行う場合には、満18歳未満の者が選挙運動を行うことができないことに鑑み、満18歳未満の者から満18歳以上の者に対する選挙運動が行われないように指導すべきである。

具体的には、例えば、授業において政策について議論させる過程で、満18歳未満の者が満18歳以上の者に対して、自分が支持又は評価している特定の政党や候補者に投票するよう呼びかけたり、支持するよう理解を求めたりする場合は、選挙運動と認められるおそれがあり、公職選挙法第137条の2第1項に違反するおそれがあるので、この点は特に留意する必要がある。

なお、ある行為が選挙運動と認められるかどうかは、その行為の方法や時期など様々な状況を考慮して、実質に即して判断されることになるので留意する必要がある。

② 満18歳未満→満18歳未満の場合

次に、満18歳未満の者から満18歳未満の者に対して、自分が支持又は評価している特定の政党や候補者に投票するよう呼びかけたり、支持するよう理解を求めたりする場合は、一般的には、選挙運動と認められるおそれは低いが、満18歳未満の者から満18歳未満の者に対して、特定の選挙時に有権者となることを知ってその者に働きかけた場合や、その者を通じて間接的に有権者である他の者へ働きかけた場合などは、選挙運動と認められるおそれがあり、態様により、公職選挙法第137条の2第1項や第2項に違反するおそれがあり、この点は特に留意する必要がある。

③ 満18歳以上→満18歳以上の場合

また、選挙運動期間中に模擬選挙等に関わる指導を行う場合でも、満18歳以上の者同士の間での取扱いについては、選挙運動を行うことが可能であることから、自分が支持又は評価している特定の政党や候補者に投票するよう呼びかけたり、支持するよう理解を求めたりすることは、公職選挙法上、直ちに規制されるものではない。

④ 満18歳以上→満18歳未満の場合

満18歳以上の者から満18歳未満の者に対して、自分が支持又は評価している特定の政党や候補者に投票するよう呼びかけたり、支持するよう理解を求めたりする場合は、一般的には、選挙運動と認められるおそれは低い。満18歳以上の者から満18歳未満の者に対して、特定の選挙時に有権者となることを知ってその者に働きかけることも直ちに規制されるものではない。ただし、満18歳以上の者が満18歳未満の者を使用して選挙運動をした場合は、公職選挙法第137条の2第2項に違反するおそれがある。

このように選挙運動については、満 18 歳以上の者が公職選挙法上適切に行えば問題はないが、満 18 歳未満の者が同様の行為を行うことは、公職選挙法上、禁止されているということを前提に、特に満 18 歳以上と満 18 歳未満の者が混在する第 3 学年等においては指導を行う必要がある。

なお、ある行為が選挙運動であるかは最終的には司法で判断されることとなるが、選挙運動とは、判例・通説では「特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為」であると解されている。

具体的にある行為が選挙運動であるかどうかの認定をするに当たっては、単にその行為の名目に着目するのみでなく、その行為の態様（その行為のなされる時期、場所、方法、対象等）を総合的に観察することによって、実質に即して判断されることとなる。

〔6〕 教育者の地位利用の選挙運動の禁止（公職選挙法第 137 条関係）

公職選挙法第 137 条において、「教育者は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができない」とされており、教員としての地位に伴う影響力を利用した選挙運動を行うことはできないことについても併せて確認しておきたい。

なお、生徒から各党の政策や公約の言葉の意味や内容について質問を受けたような場合、それらについて単に言葉の意味や内容を説明することは公職選挙法上直ちに規制されるものではない。